

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成26年4月8日（平成26年（行個）諮問第39号）

答申日：平成28年6月22日（平成28年度（行個）答申第49号）

事件名：本人に係る自動車ユーザー相談事案受付記録簿等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、文書1ないし文書4、文書6ないし文書8及び文書10に記録された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは結論において妥当であるが、文書5及び文書9に記録された保有個人情報の開示請求については、別紙2に掲げる文書⑤及び文書⑨に記録された保有個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成24年7月9日付け中運総総第115号、平成24年7月25日付け中運総総第132号及び平成24年7月9日付け中運総総第114号による不開示決定（以下、順に「原処分1」、「原処分2」及び「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 原処分1に対する審査請求（審査請求1）

不開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

特定年月日Dに三重運輸支局に出向き整備課A専門官に、車検時に債務不履行、リアパッド代金を不正請求した事業者がフロントパッド代金を取り違えたと私に嘘をついている証拠①特定年月A及び特定年月B指定整備記録簿、②請求書、③事業者がフロントパッド代金と取り違えた根拠として走行距離とフロントパッドの残量を改ざんした私

宛回答書(特定年月日C付け)を提出し整備事業者との事実関係等を説明し事業者の指導を要請した。支局担当は、私に対し、「上司の判断を仰ぎ、監査等により事実関係を確認する。人事異動の時期であり監査は4月上旬」との回答をした。保有個人情報1は、私の主張「事業者がフロントパットを交換した主張には根拠がない。」と証拠①、②、③を受付記録簿の申告内容に記載せず「現時点では、特段求めるものがない」と改ざん、回答内容を捏造した虚偽公文書を作成した文書である。

文書2には、整備事業者が不正請求をした事実が記載していないのは事実である。中部運輸局と三重運輸支局は共謀し偽造公文書を作成し、かつ偽造の口頭報告を繰り返し行うことで不正請求をした事業者の弁護人となった。

行政は表向き、ユーザーの申出に対応し不正請求をした特定事業者の聴取を行い、対応概要報告書を提出させ自動車整備行政に従事する職員が国家公務員法にもとづき職務を果たしたように装った。しかし、実際は国民が情報公開を求めなければ国家権力の完全犯罪が成立したことになる。国は必ず嘘をつく、不利な情報を隠す。

イ 原処分2に対する審査請求(審査請求2)

不開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

運輸支局がリアパット代金の不正請求をした特定事業者への対応として「特定年月A車検時の整備記録簿の記載内容には不備があった」と判断できた行政文書の不開示の場合は、行政機関(中部運輸局と運輸支局)及び評価事務所が共謀して特定事業者の不正請求を隠蔽する違法行為を行ったことになる。

ウ 原処分3に対する審査請求(審査請求3)

不開示決定処分を取り消し、公文書を開示する決定を求める。

支局回覧文書「特定事業者の架空整備に係る対応について」まず、文書名を特定事業者の不正請求を架空整備と改ざんしてある。運輸支局が行政として整備事業者のリアパッド代金の不正請求に関し行政苦情相談が発生し、中部運輸局の教示により虚偽行政相談連絡回報文書を組織ぐるみによりB企画調整首席が作成し、Cが押印したものである。私が、情報公開を求めなければ行政機関の違法行為を抹殺した文書である。証拠を持たない国家権力は、必ず嘘をつく。国家権力に不都合な情報を隠す。

(2) 意見書

審査請求人から平成26年5月20日付け(同月21日受付)で意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し別紙1に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めて行われたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、文書1及び文書2について、「三重運輸支局が特定事業者から不正請求をした事実」の報告を受けたのは、特定年月日Jであり、文書1及び文書2の作成時点においては、特定事業者が不正請求をした事実を把握していない。したがって、「Cと特定事業者を事情聴取した支局整備課Aが審査請求人の主張と不正行為をした事業者の証拠を記載せず、特定事業者が不正請求をした事実を記載していない」との部分は事実と相違するので、当該部分を削除した場合、保有する別紙2に掲げる文書①及び文書②を特定できる、また、文書3及び文書4については、請求する文書名では特定が困難であり、正確に開示する文書名を特定するために、別紙2に掲げる文書③及び文書④を特定した旨の教示を行い、審査請求人に対して補正を求めた。

しかしながら、補正期限までに回答がなされず、文書特定ができなかったため不開示決定（原処分1）を行った。

- (3) 開示請求2について、請求する文書名では特定が困難であり、正確に開示する文書名を特定するために、別紙2に掲げる文書⑤を特定した旨の教示を行い、審査請求人に対して補正を求めたものの、補正期限までに回答がなされず、文書特定ができなかったため不開示決定（原処分2）を行った。
- (4) 開示請求3に係る文書6及び文書7について、「三重運輸支局が三重行政評価事務所に事実と異なる行政相談連絡の回答をさせた」との部分は事実と相違するので、当該部分を削除した場合、別紙2に掲げる文書⑥及び文書⑦を特定できる、文書⑧について、「三重運輸支局が自動車整備事業の指導・監督の責務を放棄し行政相談連絡虚偽文書作成・虚偽報告等違反・不当行為を隠滅する目的で作成した」及び「上記文書は特定事業者の不正請求の隠滅を目的に、行政相談に関する回答について事情聴取をAと実施したCが中部運輸局に關係書類を送付し局の教示を受けCとAが審査請求人に虚偽の口頭報告を行い、關係者が事前謀議を行い支局会議室での4者面談の際にD支局長が審査請求人に虚偽の陳述した。更に行政相談連絡の虚偽回報文書を組織ぐるみで作成し三重行政評価事務所に送付し虚偽の行政相談の回答を審査請求人にさせた。特定事業者が不正請求をしたと支局に書面報告した経緯、行政相談追加回答に至る事実も記載しないことで行政庁自身の公文書不実記載等違反・不当行為の証拠隠滅も目的に作成した公文書である。關係職員は国家公務員法9

6条1項, 97条, 98条1項に違反する。」との部分は事実と相違するので, 当該部分を削除した場合, 別紙2に掲げる文書⑧を特定できる, 文書9及び文書10について, 「行政庁自身の違法・不当行為の証拠隠滅を謀った公文書である。」との部分は事実と相違するので, 当該部分を削除した場合, 別紙2に掲げる文書⑨及び文書⑩を特定できる旨の教示を行い, 審査請求人に対して補正を求めた。

しかしながら, 補正期限までに回答がなされず, 文書の特定ができなかったため不開示決定(原処分3)を行った。

(5) これに対し, 本件審査請求人は, 原処分を取り消し, 保有個人情報の開示を求めて提起されたものである。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 原処分1の妥当性について

ア 開示請求1に係る文書1及び文書2について

文書1及び文書2は, 審査請求人が中部運輸局三重運輸支局に申し出た審査請求人自身が特定年月Bに, 特定事業者に依頼した車検時の整備に関する苦情についての行政相談事案(以下「特定事案」という。)を受け付け, 記録した「自動車相談ユーザー相談事案受付記録簿」であるが, 本件の開示請求は, 「特定事業者が車検時に請求人が保有する自動車に不正請求した事実を認めた。三重運輸支局も特定事業者が不正請求をした事実を認めた。上記の事案に関し, Cと特定事業者を事情聴取した支局整備課職員Aが審査請求人の主張と不正行為をした事業者の証拠を記載せず, 特定事業者が不正請求をした事実を記載していない」文書1及び文書2の開示を求めているものである。

三重運輸支局は, 特定整備事業者に対して, 特定事案に関する報告を求め, 特定年月日Jに, 「特定事業者が審査請求人に対し不正請求をした事実」の報告を受けた。そのため, 文書1及び文書2の作成時点においては, 特定事業者の不正行為の事実は把握しておらず, 文書1及び文書2にはその事実について記載することはできない。

イ 開示請求1に係る文書3及び文書4について

文書3は, 特定事業者が, 「特定事案」に関する経緯等を取りまとめており, 文書4は, 特定年月日F付で, 特定事業者から三重運輸支局に対して, 特定事案の経緯について報告したものであり, いずれも, 特定事業者が作成した保有個人情報であり, 支局が作成した保有個人情報ではない。そのため, 開示請求1として求めている文書3及び文書4について「Cと特定事業者を事情聴取した支局整備課職員Aが審査請求人の主張と不正行為をした事業者の証拠を記載せず, 特定事業者が不正請求をした事実を記載していない。」とする

文書には当たらない。

以上のことから、開示請求 1 の請求文書名として記載している説明を前提とする保有個人情報には保有していないことから、事実と相違する前提に該当する部分を削除した場合は、文書を特定することができる旨を教示した上で、法 13 条 3 項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。しかし、当該期間を経過しても、補正に対する回答が得られず、開示請求書の不備が補正されないことから、不開示決定を行ったものであり、原処分 1 は妥当と考える。

(2) 原処分 2 の妥当性について

開示請求 2 の開示請求書に記載された文書名では、具体的な文書の特定が困難であったが、請求文書名を基に文書の特定を行ったところ、別紙 2 に掲げる文書⑤「特定年月日 D、審査請求人から提出された特定年月 A の指定整備記録簿」に、当該車両に装備されていないドラムブレーキの点検の記録が記載されていたことから、当該文書を対象として特定し、審査請求人に対して、請求文書として特定することとし、請求文書となっているかどうかについて確認を求め、さらに、請求文書となっていない場合は、具体的な文書名の明記を求め、法 13 条 3 項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。しかし、当該期間を経過しても、補正に対する回答が得られず、開示請求書の不備が補正されないことから、不開示決定を行ったものであり、原処分 2 は妥当と考える。

(3) 原処分 3 の妥当性について

審査請求人は、特定年月日 E 及び特定年月日 L 付で、総務省三重行政評価事務所に対して、特定事案に対する三重運輸支局の対応について、行政相談連絡票による行政相談を申し出ており、行政相談を受付けた三重行政評価事務所は、三重運輸支局に対して当該案件の見解を確認するための照会を行った。開示請求 3 に係る文書 6 は、三重行政評価事務所より、特定年月日 G の、行政相談連絡票の送付を受けた三重運輸支局が支局内に回報を行った文書である。

文書 7 は、三重運輸支局が事実関係の確認を行い、三重行政評価事務所の照会に対して回答した文書、文書 8 は、行政相談への対応として、特定事案の経緯及び、特定事業者に対する連絡・指導、調査・聴取概要等の内容を整理した文書である。また、文書 9 及び文書 10 は、2 回目の特定年月日 L 付けの行政相談連絡票が、三重行政評価事務所より送付された文書、及び三重行政評価事務所に回答した文書である。

審査請求人は、開示請求 3 に係る文書 6 ないし文書 10 について「三重運輸支局が三重行政評価事務所に事実と異なる行政相談連絡の回答をさせた」「三重運輸支局が自動車整備事業の指導・監督の責務を放

棄し行政相談連絡虚偽文書作成・虚偽報告等違反・不当行為を隠滅する目的で作成した」「上記文書は特定事業者の不正請求の隠滅を目的に、行政相談に関する回答について事情聴取をAと実施したCが中部運輸局に關係書類を送付し局の教示を受けCとAが審査請求人に虚偽の口頭報告行い、關係者が事前謀議を行い支局会議室での4者面談の際にD支局長が審査請求人に虚偽の陳述した。更に行政相談連絡の虚偽回報文書を組織ぐるみで作成し三重行政評価事務所に送付し虚偽の行政相談の回答を審査請求人にさせた。特定事業者が不正請求をしたと支局に書面報告した経緯、行政相談追加回答に至る事実も記載しないことで行政庁自身の公文書不実記載等違反・不当行為の証拠隠滅も目的で作成した公文書である。關係職員は国家公務員法96条1項、第97条、98条1項に違反する。」「行政庁自身の違法・不当行為の証拠隠滅を謀った公文書である。」を、各文書の前提として記載しているが、文書6ないし文書10は、特定事案について、審査請求人からの申出以降、事實關係の聴取内容等を記録した關係の文書である。

以上のことから、開示請求3の請求文書名として記載している説明を前提とする保有個人情報には保有していないことから、事實と相違する前提に該当する部分を削除した場合は、文書を特定できる旨を教示した上で、法13条3項に基づき、相當の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。しかし、当該期間を経過しても、補正に対する回答が得られず、開示請求書の不備が補正されないことから、不開示決定を行ったものであり、原処分3は妥当と考える。

(4) 口頭意見陳述による主張について

審査請求人より、口頭意見陳述の申立てがあったため、申立人に対して口頭で意見を述べる機会を設けた。口頭意見陳述による主張はおおむね以下のとおりである。

ア 私は何も言うことはありません。参考人の意見陳述を聞きたい。

イ 開示請求をすると虚偽記載はない。質問書を出しても回答がない。

補正書を書いてこいと言われ、補正書に回答しなかったら、不開示にされる。

3 結論

以上のことから、諮問庁としては、保有個人情報の特定ができず、かつ、相當の期間を定めて、補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、補正に対する回答が得られず、開示請求書の不備が補正されないとして行った原処分は、妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成26年4月8日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月21日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成28年5月23日 審議
- ⑤ 同月30日 審議
- ⑥ 同年6月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人と特定事業者とのトラブルに関する審査請求人から処分庁への相談記録等、別紙1に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件の開示請求書に記載された文書名では本件請求保有個人情報（請求文書）の特定が不十分であるとして補正通知を送付して文書特定を求めたが、審査請求人からの回答がなく、開示請求書の不備が補正されないことから、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が特定できず開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とする原処分（原処分1ないし原処分3）を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の開示を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、開示請求書の記載では開示を求める本件請求保有個人情報（請求文書）が特定できないと判断した経緯・事情等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 開示請求1について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書1ないし文書4について、具体的な文書名が記載されている外、各文書の内容に「特定事業者が不正請求をした事実を記載していない」などという条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙2に掲げる文書①ないし文書④が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書①ないし文書④とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書①ないし文書④であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったため、文書特定ができないと判断した。

イ 開示請求2について

審査請求人が開示を求める文書5について、開示請求書に具体的な文書名は記載されていないが、対象とする文書の特定が可能であ

ったことから、保有している別紙 2 に掲げる文書⑤を特定し、審査請求人に対し、念のため確認を求める補正通知を送付した。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったため、文書⑤は対象とする文書ではなく、文書不特定と判断した。

ウ 開示請求 3 について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書 6 ないし文書 10 について、具体的な文書名が記載されている外、各文書の内容等に「三重運輸支局が三重行政評価事務所に事実と異なる行政相談連絡の回答をさせた」、「三重運輸支局が違法・不当行為を隠滅する目的で作成した」などといった条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙 2 に掲げる文書⑥ないし文書⑩が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書⑥ないし文書⑩とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書⑥ないし文書⑩であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったため、文書特定ができないと判断した。

エ 特定事案に関する文書の保有状況について

特定事案は、もともと、審査請求人と特定事業者との間にトラブルが生じたことに端を発し、審査請求人が三重運輸支局や総務省の行政評価事務所に苦情相談を行った事案である。

特定事案の関係文書については、過去に審査請求人が何度も開示請求を行っており、中部運輸局において保有する別紙 2 に掲げる文書①ないし文書⑩についても、別件開示請求により審査請求人に開示済みである。また、過去に審査請求の対象となったことなどの経緯から、数次にわたり、特定事案の関係文書の徹底的な探索が行われており、文書①ないし文書⑩と同一名称の別の文書を保有していないことは、確認済みである。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 開示請求 1 及び開示請求 3 について

(ア) 諮問庁は、開示請求 1 及び開示請求 3 について、上記(1)ア及びウのとおり、審査請求人が開示を求める文書 1 ないし文書 4、文書 6 ないし文書 10 には、特定の条件が付されていて、文書①ないし文書④、文書⑥ないし文書⑩とは別の文書と考えられたので、確認のため補正を求めたが、審査請求人から回答が得られなかったため、文書不特定と判断した旨説明する。

(イ) また、諮問庁は、文書①ないし文書④、文書⑥ないし文書⑩については、既に別件開示請求により審査請求人に開示済みであり、さらに、これら文書と同一名称の別の文書を保有していないこと

は、徹底した探索によって確認している旨説明する。

(ウ) 本件開示請求書をみると、文書1ないし文書4、文書6ないし文書8及び文書10については、具体的な文書名に特定の条件が付加されているところ、上記諮問庁の説明からすると、審査請求人は、既に開示を受けて入手済みの文書名を自ら示しつつ、あえてこれらの文書に特定の条件を付け加えているものと認められる。そうすると、本件開示請求において審査請求人が開示を求める文書1ないし文書4、文書6ないし文書8及び文書10は、中部運輸局において保有する文書①ないし文書④、文書⑥ないし文書⑧及び文書⑩ではなく、それとは別の文書であることは明らかである。

そして、文書①ないし文書④、文書⑥ないし文書⑧及び文書⑩と同一名称の別の文書を保有していないことについては、徹底した探索によって確認されているのであるから、中部運輸局において、文書1ないし文書4、文書6ないし文書8及び文書10を保有しているとは認められない。

したがって、文書1ないし文書4、文書6ないし文書8及び文書10に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

(エ) 他方、文書9については、本件開示請求書に文書名が記載されているのみで、特段の条件は付されていない。そうすると、過去に文書⑨が開示済みであるとしても、審査請求人が文書⑨とは別の文書の開示を求めているということはできず、文書⑨が対象文書に該当すると解するほかない。

したがって、文書9に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした決定は妥当ではなく、中部運輸局において保有する文書⑨に記録された保有個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

イ 開示請求2について

(ア) 諮問庁の説明によれば、審査請求人が開示を求める文書5については、中部運輸局において保有する文書⑤を特定し、念のため確認を求める補正通知を送付したが、回答が得られなかったため、文書⑤は対象文書ではなく、文書不特定と判断したというのである。

(イ) しかしながら、開示請求書の記載をみると、文書5は、三重運輸支局が整備記録簿の記載内容に不備があると判断した根拠となる

文書の開示を求めているのであるから、対象となる文書であるかどうかは処分庁しか判断することができず、審査請求人に対象文書に該当するかどうか確認を求める性質のものではない。

処分庁は、文書⑤が文書 5 に該当すると判断したものであり、そのことは特段不自然・不合理であるとは認められないので、文書 5 に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした決定は妥当ではなく、中部運輸局において保有する文書⑤に記録された保有個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、文書 1 ないし文書 4、文書 6 ないし文書 8 及び文書 10 に記録された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは結論において妥当であるが、文書 5 及び文書 9 に記録された保有個人情報の開示請求については、別紙 2 に掲げる文書⑤及び文書⑨に記録された保有個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋

別紙1 本件請求保有個人情報

○ 開示請求1（平成24年5月30日開示請求）

- ・ 特定事業者は車検時に審査請求人が保有する自動車に不正請求をした事実を認めた。三重運輸支局も特定事業者が不正請求をした事実を認めた。

上記の事案に関し，Cと特定事業者を事情聴取した支局整備課Aが審査請求人の主張と不正行為をした事業者の証拠を記載せず，特定事業者が不正請求をした事実を記載していない下記文書に記録された保有個人情報

文書1 自動車ユーザー相談事案受付記録簿 特定年月日D A

文書2 自動車ユーザー相談事案受付記録簿 特定年月日H A

- ・ 上記に関し，特定事業者が不正請求をした事実を記載していない下記文書に記録された保有個人情報

文書3 「審査請求人様 対応概要」

文書4 事業者社長より，D支局長宛「報告書」 特定年月日F付

○ 開示請求2（平成24年6月14日開示請求）

特定年月A車検時に，リアパット代金を請求した特定事業者がフロント及びリアパットの交換を実施していないのに，三重運輸支局が車検時の特定事業者の整備記録簿の記載内容に不備があったと判断できた文書5に記録された保有個人情報

○ 開示請求3（平成24年5月29日開示請求）

- ・ 審査請求人が三重行政評価事務所に申告した三重運輸支局に係る行政相談に関し，三重運輸支局が三重行政評価事務所に事実と異なる行政相談連絡の回答をさせた下記文書に記録された保有個人情報

文書6 支局回議文書「行政相談連絡の回報について」及び別紙

文書7 支局回覧文書「特定事業者にかかる行政相談評価事務所への回答について」及び別紙「行政相談連絡の回報について（追加報告）及び別紙」

- ・ 三重運輸支局が自動車整備事業の指導・監督の責務を放棄し行政相談連絡虚偽文書作成，虚偽報告等違法・不当行為を隠滅する目的で作成した下記文書に記録された保有個人情報

文書8 支局回覧文書「特定事業者の架空整備にかかる対応について」

上記文書は特定事業者の不正請求の隠滅を目的に，行政相談に関する回答について事情聴取をAと実施したCが中部運輸局に関係書類を送付し局

の教示を受けCとAが審査請求人に虚偽の口頭報告を行い、関係者が事前謀議を行い支局会議室での4者面談の際にD支局長が私に虚偽の陳述した。更に行政相談連絡の虚偽回報文書を組織ぐるみで作成し三重行政評価事務所に送付し虚偽の行政相談連絡の回答を審査請求人にさせた。

特定事業者が不正請求をしたと支局に書面報告した経緯、行政相談追加回答に至る事実も記載しないことで行政庁自身の公文書不実記載等違法・不当行為の証拠隠滅も目的に作成した公文書である。関係職員は国家公務員法96条1項、97条、98条1項に違反する。

- ・ 平成20年の三重運輸支局に係る行政相談に関する下記文書に記録された保有個人情報

文書9 特定年月日M付け事務連絡 三重行政評価事務所より三重運輸支局宛行政相談連絡票の送付 及び別紙 申し出人提出資料

文書10 特定年月日N付事務連絡 三重運輸支局より三重行政評価事務所宛行政相談連絡の回報について 及び別紙

上記文書10は、行政庁自身の違法・不当行為の証拠隠滅を謀った公文書である。

別紙 2 中部運輸局において保有している文書

- 文書① 特定年月日 D 付け「自動車ユーザー相談事案受付記録簿」
- 文書② 特定年月日 H 付け「自動車ユーザー相談事案受付記録簿」
- 文書③ 「審査請求人様 対応概要」
- 文書④ 特定年月日 F 付け「報告書」
- 文書⑤ 特定年月日 D に審査請求人から提出された特定年月 A の指定整備記録簿
- 文書⑥ 特定年月日 I 付け「行政相談の連絡の回報について」
- 文書⑦ 特定年月日 K 付け「特定事業者にかかる行政評価事務所への回答について」及び「行政相談連絡の回報について（追加報告）」
- 文書⑧ 「特定事業者の架空整備にかかる対応について」
- 文書⑨ 特定年月日 M 付け事務連絡「行政相談連絡票の送付」
- 文書⑩ 特定年月日 N 付け事務連絡「行政相談連絡の回報について」